

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
株式会社 大西工業	代表取締役 山岡 敏夫	知事許可 (般) 第 9680 号	高知県香南市野市町 父養寺 535-4

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和4年9月7日から令和4年10月6日まで (1月)
指名停止の理由	<p>営業所の専任技術者を専らその職務に従事させるべきところ、元請けとして請け負った政令で定める重要な建設工事に、主任技術者として配置したことにより、建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、指示処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第20号(建設業法違反行為)に該当 同要綱の取扱いの別表第2関係5の(2)(県発注工事以外に関する建設業法違反)に該当</p>